

平成27年2月5日

文部科学省 副大臣  
藤井基之 様

(一社) 日本食品添加物協会 会長 佐々木 農二

### 「学校給食衛生管理基準」見直しに対する御指導のお願い

日々、政府の御要職で活動され、極めて御多用な事と拝察致しております。

文部科学省におかれましては、学校教育の一環として、従来から健全な食生活の確保に向けた保健指導が行われており、近年は食育のカリキュラム化を検討されるなど、国民の食生活の向上につながる活動をされており、大変望ましいことと考えております。

食品添加物に関わる事業者は、従来より、厚生労働省をはじめとした各方面の指導に従い、食生活の向上、食の安全確保に向けた取り組みを継続してまいりました。協会が設立されて以来、食品添加物に起因する健康危害は発生しておらず、社会より評価されているものと認識しております。

国民が口にする食品のなかで、加工食品の占める比率は65%（外食を除く食料費に占める加工食品の割合）に達し、今や、食品添加物は食生活にとって必要不可欠のものとなっております。

しかしながら、食品添加物の有用性が社会全体に認識されているとは言い難い状況にあります。学校教育を所管する文部科学省の標記基準中に、科学的根拠や合理性を欠いた条項が定められております。何卒、科学的知見に基づいた基準となりますよう、ご指導賜りたくお願い申し上げます。

#### 1. 学校給食衛生管理基準（平成21年3月文部科学省告示第64号）第2条③食品の選定

「有害若しくは不必要な着色料、保存料、漂白剤、発色剤その他の食品添加物が添加された食品、又は内容表示、消費期限及び賞味期限並びに製造業者、販売業者等の名称及び所在地、使用原材料及び保存方法が明らかでない食品については使用しないこと。また、可能な限り、使用原材料の原産国についての記述がある食品を選定すること。」

#### 2. 本基準の問題点

- 1) 食品衛生法では、食品添加物は健康に害を及ぼすものであってはならないとされている。また、認可にあたり、安全性が検証されることに加え、食品の製造や保存に必要な、あるいは品質向上のために有用であることが前提となっている。従って、本基準は食品衛生法と整合性が取れていない。
- 2) 科学的根拠に基づき食品と同等の安全性が確保されているにも関わらず、著しい誤認を誘導する文章となっているため、給食関係者の困惑に留まらず、教育現場における不正確な知識の伝達、“無添加であれば安全”といった誤認の社会への流布に影響していると考えられる。

食生活の一層の向上と学校教育の適正な発展へ向け、本基準は見直すべきものと考えます。当省に対する御指導のほど、何卒、よろしくお願い申し上げます。

以 上